

だまされないで！ 架空請求・不当請求

よくある

ハガキによる架空請求

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されましたことをご通知致します。管理番号0000000000 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて承っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 令和●年●月●日

法務省管轄支局 民事訴訟告知センター
東京都千代田区霞が関●丁目●番地●号
取り下げ等のお問合せ窓口 03-0000-0000
受付時間 9:00～20:00(日、祝日除く)

よくある

メールによる架空請求(料金未納)

mobphone 4G 21:00



〇〇弁護団救済機構

2019/10/27

【件名】未納料金に関する重要なお知らせ

貴殿が利用した有料アダルトコンテンツにて、未払い料金が発生しております。再三、支払い請求してきましたが対応いただけないので、民事訴訟へと発展する次第となっております。

身に覚えがないと感じておられるかもしれませんが、貴殿端末の個人IP情報の照合が完了しており、それが利用証明となりますので、支払いを免れることはできません。

未納料請求金額：680,000円

◆支払免除方法

登録解約申請を行えば、一元処理をしますので、すべての債務は免除され、督促等のメールも遮断できます。

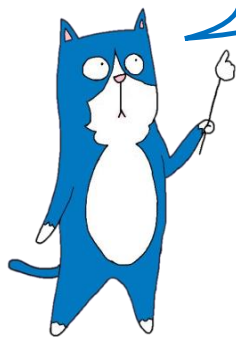
希望される方は、本メールアドレスに折り返しご連絡ください。

※本通知後、24時間以上対応を放置した場合、民事訴訟・刑事訴訟を含む法的措置へ移行します。対応いただければ訴状取り下げとなります。

何で送りつけてくるか(ハガキ・メール・SMS等)

使っている言葉、差出人名は違って、

内容は同じ「消費者が慌てて連絡してくるのを待っている」のです



- ◆「訴訟」「原告」「差し押さえ」などのドッキリとするキーワードで消費者を焦らせる
- ◆なんという企業のなんという製品(サービス)の件か請求内容が不明
- ◆連絡しないと財産が差し押さえられると脅し、連絡すれば救済されると言って連絡するように仕向ける
- ◆「プライバシー保護」「本人から連絡を」と念を押して、相談機関や周りの人に相談しにくい雰囲気を作る
- ◆公的機関を思わせる名称を使う
実在の機関・企業名を使うケースもあります

埼玉県消費生活支援センター

川口：048-261-0999

熊谷：048-524-0999

【受付時間】9：00～16：00 月～土

祝日・12月29日～1月3日を除く

* 土曜日の来所相談は事前予約制です。詳しくはホームページでご確認ください。



ホームページ X

消費者ホットライン

い や や!
188

1. 局番無し「188」を押します
2. お住まいの郵便番号を入力します(分からなくてもご利用できます)
3. お住まいの近くの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します

だまされないで！ 架空請求・不当請求

よくある
アダルトサイトのワンクリック請求

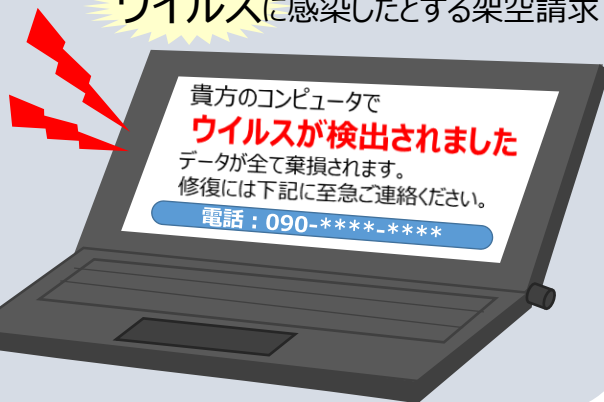


アダルトサイトにアクセスしただけで「登録完了・料金請求」画面を表示して消費者を慌てさせ、業者に電話するよう仕向ける。

よくある
ウイルスに感染したとする架空請求

「ウイルスが検出された」などの偽のセキュリティ警告メッセージで消費者を慌てさせ、偽のサポートセンターへ電話するよう仕向ける。

同じように「ウイルスに感染している」と表示し、ニセ修復ファイルをダウンロードさせ、クレジットカードで決済をさせるケースもあります。



IT系のトラブルについて

独立行政法人情報処理機構（IPA）のホームページ「ここからセキュリティ」で他の事例や、被害に遭った時の対処方法など、お役立ち情報が掲載されています

埼玉県消費生活支援センター

川口：048-261-0999

熊谷：048-524-0999

【受付時間】9：00～16：00 月～土

祝日・12月29日～1月3日を除く

* 土曜日の来所相談は事前予約制です。詳しくはホームページでご確認ください。



ホームページ X

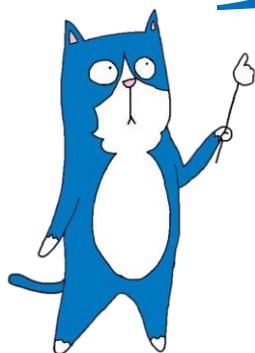
消費者ホットライン

いやや！
188

1. 局番無し「188」を押します
2. お住まいの郵便番号を入力します（分からなくてもご利用できます）
3. お住まいの近くの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します

だまされないで！ 架空請求・不当請求

連絡すると「金銭をだまし取られる・個人情報を知られる」



◆ 金銭をだまし取られる

連絡すると…



解決するために弁護士を紹介します

訴訟の相手の連絡先をお伝えします

不安なら、消費生活センターに相談しては？連絡先を教えます



教えられたところへ連絡する



訴訟取り下げ手続きをします

支払う必要がありますよ。証拠もあります

コンビニでプリペイドカードを買って、番号を連絡してください



支払う



他にも未払いがあります

和解には応じられない！あと100万円支払え！



最後は…



逃げられる



お金を取り戻すのは困難に

ウソ・ニセの
連絡先を
言われる

ニセ者に
ウソの支払いを
迫られる

さらに金銭を
要求される

◆ 個人情報を知られる = 被害拡大の恐れ

- 氏名、住所、キャッシュカードの暗証番号、家族構成など巧みに聞き出される。
- 架空請求に使った住所や携帯電話の番号は「この先も、詐欺・悪質商法に使える」と悪質業者等に把握される恐れがあります。

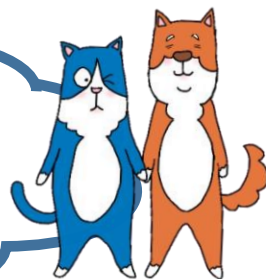
だまされないために

◆ 架空請求は無視

絶対に連絡しない・支払わない・個人情報を知らせない

* ただし、裁判所からの通知は無視してはいけません

- ◆ 請求が偽物か本物か分からない、不安な場合も下記の相談窓口にご相談ください。



埼玉県消費生活支援センター

川口：048-261-0999

熊谷：048-524-0999

【受付時間】9：00～16：00 月～土

祝日・12月29日～1月3日を除く

* 土曜日の来所相談は事前予約制です。詳しくはホームページでご確認ください。



ホームページ



X

消費者ホットライン

い や や！
188

1. 局番無し「188」を押します
2. お住まいの郵便番号を入力します（分からなくてもご利用できます）
3. お住まいの近くの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します